

(5) 「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」より抜粋

1. 廃棄物処理の基本事項

1. 1 排出事業者の責務と役割

- (1) 建設工事における排出事業者には、元請業者が該当する。
→廃棄物処理法により**元請業者に処理責任**がある
- (2) 排出事業者は、建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による**減量化**に努めなければならない。
→関係者の協力体制の整備
→仕様書に廃棄物の処理方法が無い場合は、発注者と協議
- (3) 排出事業者は、**自らの責任において建設廃棄物を廃棄物処理法に従い、適正に処理**しなければならない。
→建設廃棄物を適正かつ計画的に処理するために、本社、支店、作業所等における関係者の責務と役割を明確にし、社内管理体制を整備
- (4) 排出事業者は、建設廃棄物の処理を他人に委託する場合、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に**委託契約を書面にて行う**等の委託基準及び**マニフェストの交付義務を遵守**し、また、適正な処理費用の支払いを行う等排出事業者として適正処理を確保するように努めなければならない。

1. 2 発注者等の関係者の責務と役割

建設工事における発注者等の排出事業者以外の関係者は、発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、**排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務**を果たさなければならない。

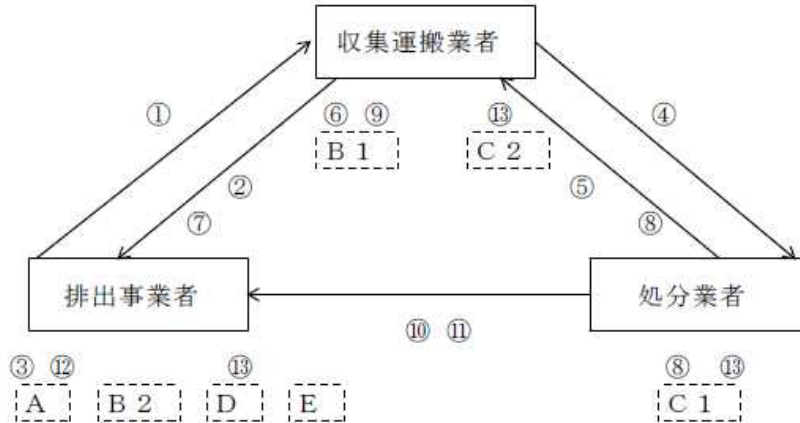
- (1) **発注者は、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示**する。
→建設廃棄物の処理方法、処分場所等処理に関する条件、再生処理施設に搬入する条件等を明示し、**適正な建設廃棄物の処理費を計上**
- (2) 設計者は、発注者の意向を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努める。
- (3) 下請負人は、廃棄物の発生抑制、再生利用に関し排出事業者に協力する。
→分別方法等について作業員に周知徹底を図るなど
- (4) 処理業者は、排出事業者との書面による委託契約に従い、廃棄物を適正に処理する。

2. 委託処理の際の手続き

2. 1 産業廃棄物の委託処理

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に従い、**収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託**しなければならない。
- (2) この場合、排出事業者は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により委託契約しなければならない。
- (3) **排出事業者は**処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェスト又は電子マニフェストを使用し、**委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認**しなければならない。
- (4) 排出事業者は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
→次ページにマニフェストの運用例を示す

廃棄物処理に係るマニフェスト（7枚複写マニフェスト）の流れ



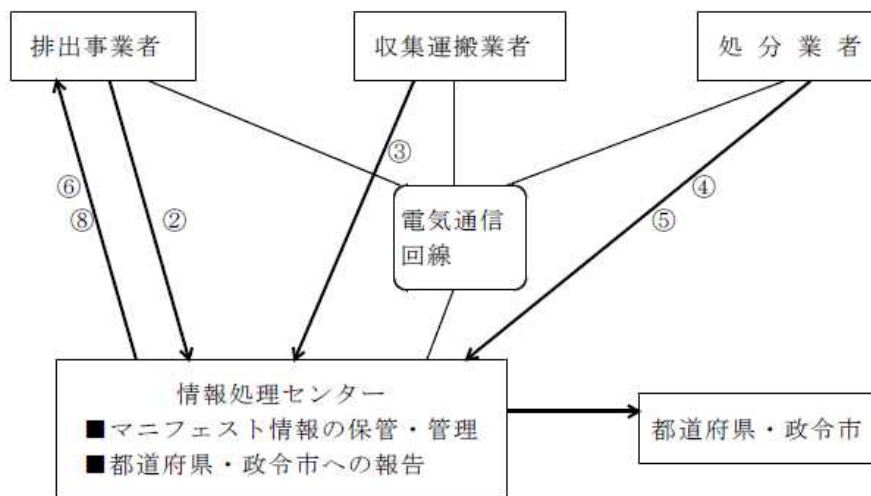
- ① 排出事業者は、7枚複写のマニフェストに必要事項を記入し、署名した後、廃棄物とともに収集運搬業者に7枚とも手渡す。
- ② 収集運搬業者は、マニフェストに署名し、7枚のうちA票を排出事業者に返す。
- ③ 排出事業者は、A票を保管する。
- ④ 収集運搬業者は、運搬を行った者の氏名・運搬を終了した年月日等を記載し、B1票からE票までの6枚を廃棄物とともに処分業者に手渡す。
- ⑤ 処分業者は6枚に受領済印を押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。
- ⑥ 収集運搬業者は、B1票を保管する。
- ⑦ 収集運搬業者は、B2票を10日以内に排出事業者に戻す。排出事業者は、B2票を受け取った日をA票及びB2票の「写し受領日・収集運搬」欄に記入する。
- ⑧ 処分業者は、処分終了後、処分を行った者の氏名・処分を終了した年月日を記載の上、処分終了印を押印し、C1票を保管、C2票を10日以内に収集運搬業者に返送する。
- ⑨ 収集運搬業者は、B1票と返却されたC2票の照合により、委託された廃棄物が適正に処理されたことを確認する。
- ⑩ 処分業者は、D票を10日以内に排出事業者に戻送する。
- ⑪ 処分業者は、中間処理後の廃棄物の最終処分が完了した旨のマニフェストの写しが返送された後、最終処分を終了した年月日・最終処分を行った場所を記載の上、E票を10日以内に排出事業者に戻送する。
- ⑫ 排出事業者は、A票と返却されたB2票、D票、E票の照合により、委託した廃棄物が適正に処理されたことを確認し、検印を押印する。
- ⑬ 排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、それぞれA票・B2票・D票・E票、C2票、C1票を5年間保管する。
- ⑭ 万一、マニフェスト交付日から90日（当該マニフェストが特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては60日）以内にB2票又はD票が、180日以内にE票が、排出事業者の元に返送されない場合は、排出事業者は速やかに委託した廃棄物の処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに「措置内容等報告書」を関係都道府県知事等に提出する。

廃棄物処理に係るマニフェスト（電子マニフェスト）の流れ

電子マニフェストとは

電子マニフェストとは、マニフェストに代えて、電子情報処理組織（情報処理センターのホストコンピュータと排出事業者、収集運搬業者、処分業者のパーソナルコンピュータとを電気通信回線で接続したコンピュータ・ネットワーク）を使用して、収集運搬業者から運搬が終了したことや、処分業者から処分が終了したことの報告を受けて、管理を行うものである。

以下に、電子マニフェストの運用例を示す。



- ① 電子マニフェストの利用を希望する排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、名称、所在地、暗証番号等をあらかじめ情報処理センター（以下「センター」という。）に登録する。センターは、加入者としてID番号を付与し、登録結果を返送する。
- ② 排出事業者は収集運搬業者へ廃棄物を引き渡した後3日以内に廃棄物の種類、数量、運搬又は処分受託者等の委託に関する情報をセンターに登録する。
- ③ 収集運搬業者は、目的地までの運搬を終了した場合、その旨を3日以内にセンターに報告する。
- ④ 処分業者は、処分が終了した後3日以内にその旨をセンターに報告する。
- ⑤ 処分業者は、最終処分が終了した旨の通知等を受けた後3日以内にその旨をセンターに報告する。
- ⑥ センターは運搬、処分及び最終処分が終了した旨を排出事業者へ通知する。
- ⑦ 排出事業者は、センターからの運搬、処分及び最終処分の終了通知により、委託した廃棄物が適正に処理されたことを確認する。
- ⑧ 引き渡しから90日（当該登録が特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては60日）以内に運搬又は処分の終了報告が、180日以内に最終処分の終了報告がなされない場合、センターから排出事業者へ期限切れ情報が通知される。これを受けて排出事業者は、速やかに委託した廃棄物の処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、「措置内容等報告書」を関係都道府県知事等に提出する。

3. 発生の抑制

発注者、元請業者は、建設廃棄物の発生の抑制を図るため、企画設計段階、施工計画段階、施工

段階の各段階において工法・資材の検討等に努める必要がある。また、建設廃棄物の発生抑制に資する各種の工法等の技術開発に努めることが重要である。

4. 分別・保管

4.1 分別

(1) 排出事業者は、建設廃棄物の再生利用等による減量化を含めた適正処理を図るため**作業所（現場）において分別に努めなければならない。**

→分別計画の立案、分別表示、分別容器の設置など

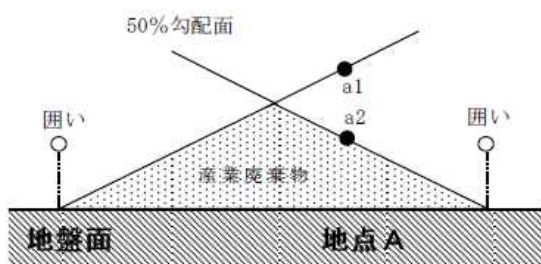
4.2 作業所（現場）内保管

排出事業者は、建設廃棄物を作業所（現場）内で保管する場合、廃棄物処理法に定める保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管すること。

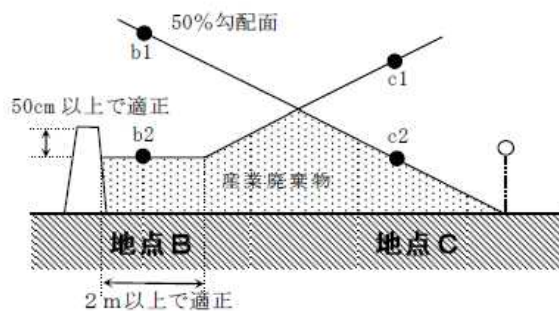
→現場で分別したものは、早期に現場外へ搬出することが望ましい。しかし、**一時的に現場内で保管しなければならない場合には、周辺の生活環境の保全が十分確保できるよう、以下の項目などに留意すること**

- ① 飛散・流出しないようにし、粉塵防止や浸透防止等の対策をとること。
- ② 周囲に囲いを設けること。なお廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。
- ③ 廃棄物の保管の場所である旨**その他廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。**掲示板は縦及び横それぞれ60cm以上とし、保管の場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先、廃棄物の種類、積み上げることが出来る高さ等を記載すること。
- ④ 屋外で容器に入れずに保管する場合、廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下、廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下、2m以上内側は勾配50%以下とすること。
- ⑤ 可燃物の保管には消火設備を設けるなど**火災時の対策を講ずること。**
- ⑥ **作業員等の関係者に保管方法等を周知徹底すること。**

(1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



(2) 片方が直接負荷部分の囲い、片方が廃棄物に接しない囲いの場合



5. 収集運搬

5.1 収集運搬

- (1) 排出事業者が建設廃棄物の収集運搬を委託する場合には、その搬出に立ち会うとともに、必要事項を記載したマニフェストの交付又は電子マニフェストによる必要事項の登録を行う。
- (2) 建設廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託基準に従い行わなければならない。
- (3) 廃棄物処理法第21条の3第3項の特例により、**下請負人が自ら廃棄物を運搬する際には、建設工事に関する書面による請負契約でその旨を定めなければならない。**

5.2 積替え・保管

- (1) 排出事業者が廃棄物の積替え・保管を行うに当たっては、廃棄物処理法に定める基準に従い適正に行うこと。
- 積替え・保管は収集運搬の一過程であり、輸送効率の向上を目的とする行為**であり、中間処理ではない。そのため、積替え・保管施設において、有価物の回収、利用を行うに当たっては、搬出事業者との委託契約書においてその旨を明らかにしておくなどの手続きが必要
- (2) 収集運搬業者が積替え・保管を行う場合は、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託基準に従うほか、以下によること。
- ① 廃棄物の性状を変える行為を原則として行ってはならない。
 - ② 廃棄物を積替え・保管施設へ搬入・搬出する都度、原則として計量を行う。
 - ③ 積替え・保管施設から建設混合廃棄物を搬出する場合、排出事業者との委託契約書に基づき中間処理施設又は管理型最終処分場に運搬する。
 - ④ 積替え・保管施設ごとに帳簿を備え、必要事項の記載・保存しなければならない。
→搬出事業者名、作業所名、産業廃棄物の種類、搬入年月日、搬入量、回収した有価物の種類及び回収量、搬出年月日、搬出量、搬出車両、搬出先等を記録し5年間保存
- (3) 排出事業者は、**建設廃棄物を作業所（現場）外で保管する場合、分別した廃棄物の種類ごとに保管するほか、300平方メートル以上の場所で保管するときは、あらかじめ、都道府県知事等に届け出ること。**（届出様式は別紙参照）

6. 中間処理（再生を含む。）

- (1) 排出事業者は、建設廃棄物の再生利用、減量化及び安定化等のために極力中間処理を行うように努める。
- 中間処理とは次の目的のために行う処理をいう。
- ① 原材料として利用するための破碎、選別、熔融等の処理（再生）
 - ② 減量・減容化のために行う焼却、破碎等の処理
 - ③ 安定化、無害化のために行う中和、溶解等の処理
 - ④ 埋立処分するための前処理として行う破碎、選別、脱水等の処理
- (2) 排出事業者は、廃棄物を中間処理の内容に適合するように、作業所内で分別しなければならない。やむを得ず建設混合廃棄物として排出する場合は、選別設備を有する中間処理施設又は管理型最終処分場において処理を行うものとする。
- (3) 中間処理を行う場合には、飛散・流出防止対策を講じる等廃棄物処理法に定められた基準に従って行わなければならない。
- (4) 中間処理施設への受入れに当たっては、廃棄物の計量を行う。

7. 最終処分

7. 1 基本的事項

- (1) 建設廃棄物は、廃棄物処理法に定める処分の基準、最終処分場の維持管理の基準に従い、廃棄物の種類に応じて適正に埋立処分しなければならない。
- (2) 最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場の3種類がある。
- (3) 最終処分場への搬入に当たっては、廃棄物の計量を行う。
- (4) 建設混合廃棄物を埋立処分する場合は、管理型最終処分場に埋立処分しなければならない。
- (5) 建設廃棄物の海洋投入処分は行ってはならない。ただし、判定基準を満足する建設汚泥についてはこの限りではない。

（別紙：作業所外の300平方メートル以上の場所で保管する場合の届出様式）

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関
第 12 条 第 4 項
係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保管開始年月日		年 月 日

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。